

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フードマーケットマム柿田川店 駿東郡清水町柿田170-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タカラ・エムシー 静岡市駿河区小鹿三丁目1-58 代表取締役 上野拓

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

項 目	変更前	変更後
開店時刻及び閉店時刻	9：00～21：00	7：00～21：00

4 変更年月日

令和8年7月1日

5 届出年月日

令和8年6月10日